

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	その他																
議案番号	議案第67号	議案名	建設工事請負変更契約の締結について〔公共八橋地区(32-1工区)工事〕																		
目的	令和2年9月18日の議会において議決され、契約を締結した公共八橋地区(32-1工区)工事について、変更契約を締結するもの。																				
内容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 工事名 公共八橋地区(32-1工区)工事</p> <p>(2) 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>(3) 工事完成期限 令和3年9月30日</p> <p>(4) 請負金額 57,530,000円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万362番地</p> <p>イ 氏名 加登脇建設株式会社 代表取締役 加登脇 孝彦</p> <p>2 第1回変更契約</p> <p>(1) 変更契約日 令和3年3月18日</p> <p>(2) 変更内容 工事完成期限の延期 当初：令和3年3月31日 変更：令和3年9月30日</p> <p>3 第2回変更契約(今回議案)</p> <p>(1) 変更請負金額 65,508,300円</p> <p>(2) 増額 7,978,300円</p> <p style="text-align: center;">〔増額の財源内訳〕 単位(円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国費</th> <th>町負担分</th> <th>受益者負担分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助</td> <td style="text-align: center;">(50%) 3,193,850</td> <td style="text-align: center;">下水道事業債(45%) 2,874,465</td> <td style="text-align: center;">受益者負担金(5%) 319,385</td> </tr> <tr> <td>単独</td> <td></td> <td style="text-align: center;">下水道事業債(95%) 1,511,070</td> <td style="text-align: center;">受益者負担金(5%) 79,530</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">3,193,850</td> <td style="text-align: center;">4,385,535</td> <td style="text-align: center;">398,915</td> </tr> </tbody> </table>					区分	国費	町負担分	受益者負担分	補助	(50%) 3,193,850	下水道事業債(45%) 2,874,465	受益者負担金(5%) 319,385	単独		下水道事業債(95%) 1,511,070	受益者負担金(5%) 79,530	合計	3,193,850	4,385,535	398,915
区分	国費	町負担分	受益者負担分																		
補助	(50%) 3,193,850	下水道事業債(45%) 2,874,465	受益者負担金(5%) 319,385																		
単独		下水道事業債(95%) 1,511,070	受益者負担金(5%) 79,530																		
合計	3,193,850	4,385,535	398,915																		

	<p>4 主な変更内容</p> <p>(1) 交通誘導員、規制車の増加</p> <p>ア 交通誘導員 当初：913人 変更：1,163人</p> <p>イ 規制車 当初：124台 変更：178台</p> <p>(2) 車道路肩部における付帯工(舗装仮復旧・本復旧工)の面積増加</p> <p>ア 舗装復旧 当初：無し 変更：41.3 m²</p> <p>5 主な変更理由</p> <p>(1) 下水道工事は8月上旬まで見込んでおり、7月からは、国交省が行う八橋小学校入口交差点拡張工事において、国交省が下水道工事部分の規制も含み国道規制を行われる予定であったため、大幅な増員は見込まれませんでした。国交省による国道規制を伴う工事は8月中旬からとなる旨の連絡があり、交通誘導員など規制に関して超過する部分については、町で費用負担することとなりました。</p> <p>(2) 当初設計では、施工は全て歩道内で収まる予定でしたが、歩車道境界ブロックを撤去するには、舗装カッターを車道路肩部に行う必要があります。この箇所においても、舗装仮復旧・本復旧が必要となりました。</p>
補足事項	